

## 香川県共同募金会広域助成基準

香川県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の広域助成は、本会助成規程に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

### 【NPO・ボランティア活動支援事業】

#### 1 目的

多様な地域の福祉ニーズに対応した非営利的かつ公益的活動を行っているNPO法人やボランティア団体等（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を支援する。

#### 2 助成対象要件

香川県内において、福祉又は福祉に関連する保健、医療、教育等の分野で運営・活動しているボランティア団体等で、次の要件を満たすもの。

- (1) 設立後1年以上継続した活動実績があること。
- (2) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- (3) 代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること。
- (4) 規約を整備していること。
- (5) 活動・事業の内容や財務の状況を公開していること。
- (6) 適正な経理事務が行われていること。
- (7) 助成事業について共同募金助成事業であることを明示するほか、共同募金運動又はその広報に協力できること。
- (8) 上記に準ずるものとして配分委員会が認めたもの

#### 3 助成対象の欠格要件

- (1) 本会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

#### 4 助成対象事業及び経費

- (1) 児童、障害者、高齢者等に対する直接的な福祉サービス・支援活動事業
- (2) 事業実施に必要な資機材等購入経費及び活動に要する経費
- (3) その他配分委員会が必要と認めた事業及び経費

#### 5 助成対象としない事業及び経費

- (1) 団体の運営費（人件費を含む。）、事務のための機器・通信機器等の購入経費
- (2) 中古機器の購入経費
- (3) リサイクルにかかる費用
- (4) 飲食費、研修旅行費
- (5) 団体会員のみを対象とする事業
- (6) 介護保険事業
- (7) 車両の登録諸費用、税金及び保険等

- (8) 営利又は営利を目的とみなされる事業
  - (9) 公費あるいはそれに準ずるものの助成を受けている事業
- 6 助成率  
対象事業費の4分の3以内
- 7 助成限度額  
50万円
- 8 助成の制限  
同一事業に対する継続助成は、原則3年を限度とする。ただし、事業の目的・内容・効果等を勘案し、配分委員会が特に認めた場合は、この限りでない。